【 仕　様　書 】

１　件　　名　秋田市民交流プラザ多目的ホール固定式プロジェクター交換修繕

２　履行場所　秋田市東通仲町４番１号　　案内図・平面図（別紙１）のとおり

３　履行期間　契約の日から平成２７年９月１８日（金）まで
ただし、作業日時は履行期間のうち、秋田市民交流プラザ管理室（施設管理者）と協議のうえ決定すること

４　修繕内容
（１）多目的ホール調整室に設置している固定式プロジェクター２台を撤去し、５の（１）の機器等を設置すること
（２）プロジェクターを既設架台に固定すること(プロジェクターのアジャスター脚を取外し、既設架台に付属しているボルト・スペーサーを用いて取付けに必要な加工を施し設置すること)
（３）結線図（別紙２）のとおり、投写に必要な配線等の作業を行うこと
（４）既存スクリーンへ指定サイズ･画質で投射可能となるよう設定および調整を行うこと

５　納入機器および納入条件
（１）品名等

番号	品 名	数量	品　番	規　格　等
1	１チップDLP(R)方式プロジェクター	1	Panasonic PT-DZ870W	※同等品不可 ・標準レンズを含むこと
2	ズームレンズ	1	Panasonic ET-DLE350	※同等品不可
3	DVI信号同軸延長器送信機	1	IMAGENCS CRO-DCE15ATX	・パソコン等のDVI(HDMI)信号を既設同軸ケーブルで伝送可能なデジタル信号に変換すること ・国内メーカー品の現行機種であること
4	DVI信号同軸延長器受信機	1	IMAGENCS CRO-DCE15ARX	・既設同軸ケーブルで伝送されたデジタル信号をDVI信号に変換し、プロジェクターで受信可能な状態とすること ・DVI信号同軸延長器送信機と信号互換を検証済みの同一メーカー品であること
5	VGA to DVIコンバータ	1	IMAGENCS ADC165	・パソコン等のVGA(RGB)信号をDVI(RGB)信号に変換し、DVI信号同軸延長器送信機と接続可能な状態とすること ・DVI信号同軸延長器送信機と信号互換を検証済みの同一メーカー品であること

（２）接続ケーブル、アダプタを含むこと（別紙２参照）
（３）多目的ホールの映像音響設備一式がパナソニック株式会社（旧社名：松下電器産業株式会社）製であり、プロジェクターを含む全体の保守点検業務を系列会社と契約していることから、継続した保守サービスを受けるため、番号１および２の納入機器については、同等品不可とする。
（４）番号３～５の納入機器については同等品を可とする。ただし事前に承認を得ること
（５）納入機器については、国内の正規保証を受けることができるものであること
（６）納入機器の使用方法、メンテナンス方法等について十分説明すること

6　提出書類
（１）　納入仕様書
（２）　施工図（秋田市が要求した場合）
（３）　作業写真（印画紙または普通紙にレーザープリンターで印刷したもの）
（４）　業務完了報告書
（５）　取扱説明書

7　その他
（１）業務上必要な器具、工具、測定器、配線部材、接続ケーブル、消耗品等は、全て受注者の負担とすること
（２）運搬搬入、加工設置、試験調整、操作説明等にかかる経費は、全て受注者の負担とすること
（３）所定の「作業届書」を秋田市民交流プラザ管理室および秋田拠点センターアルヴェの管理を受託している秋田新都心ビル株式会社へ提出すること
（４）作業にあたっては、建物や室内の機材に損害を与えぬよう必要な養生を行うこと
（５）取り外した既設機器は受注者において撤去処分を行うこと
（６）梱包材等の不用品はすべて持ち帰ること

担当：秋田市民交流プラザ管理室
企画総務担当
電話 018-887-5310